給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限が適用される給与収入 1,500万円(控除額245万円)を、平成29年度から1,200万円(控除額230万円)、平成30年度から1,000万円(控除額 220万円)に段階的に引き下げられることとなりました。

	平成28年度(平成27年分)	平成29年度(平成28年分)	平成30年度(平成29年分)
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円